

平成31年度答申第1号

平成31年 4月15日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

個人情報の目的外利用について（答申）

平成31年3月31日付け松総行第300号をもって諮問のありました個人情報の目的外利用について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

松戸市プレミアム付商品券事業に係る個人情報の目的外利用について

2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

ただし、松戸市プレミアム付商品券事業の実施に当たっては、DV情報及び施設入所情報等にも十分留意するなど個人情報の適切な管理措置が講じられるよう、市の機関内はもとより受託事業者を含め指導することを求める。

3 市の機関からの諮問内容

(1) 事業の名称

松戸市プレミアム付商品券事業

(2) 事業の目的・内容

消費税・地方消費税引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けの松戸市プレミアム付商品券の発行・販売等の事業を行うものである。

(3) 個人情報を目的外利用する理由

本事業の対象者は、基準日時点で住民税が非課税である者及び3歳未満児の子育て世帯主であることから、税情報及び住民基本台帳情報等を元に対象者を抽出し、通知、審査及び決定等を行うため。

(4) 対象者

- ① 平成31年1月1日時点の住民のうち、平成31年度の住民税が非課税である者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族や生活保護受給者等を除く）。
- ② 国の定める基準日時点の住民のうち、平成28年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主。

商品券発行の対象となる非課税者及び3歳未満児の人数は、概ね非課税者13万人、3歳未満児1万1千4百人を想定している。

(5) 目的外利用する個人情報

- ① 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民情報（住所、氏名、性別、生年月日、続柄）
- ② 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市民税課税情報（所得、扶養関係）
- ③ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者情報（住所、氏名、性別、生年月日）
- ④ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の受給者情報（住所、氏名、性別、生年月日）
- ⑤ 虐待により施設等に入所措置等がとられている児童、障害者及び高齢者に関する情報（住所、居所の所在地、氏名、性別、生年月日、入所日、入所事由）

(6) 個人情報を目的外利用する課

健康福祉部 健康福祉政策課 プレミアム付商品券事業担当室

- (7) 個人情報を利用する期間（予定）
平成31年5月1日から平成32年3月31日まで
- (8) 業務を所掌する課（諮問課）
健康福祉部 健康福祉政策課 プレミアム付商品券事業担当室

以上